ひまわりの園居宅介護支援事業所

運営規程

社会福祉法人 健翔会

ひまわりの園居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人健翔会が開設するひまわりの園居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 運営の方針は、次に掲げるものとする。
 - (1)要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営

むことができるように配慮して行う。

- (2)利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- (3)利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に 偏ることのないように公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町等、保険者、地域包括支援センター、他の指定居 宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 介護支援専門員の一人あたりの標準件数は35件とする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ひまわりの園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 鳥栖市田代本町924番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 この事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1)管理者1名 (主任介護支援専門員と兼務)

管理者は、指定居宅介護支援の提供及び事業所の従業者の管理及び業務の管理を

総括する。

(2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし土曜日については隔週勤務とする。 祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。(必要に応じて、時間外も対応する。)
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1)利用者の相談を受ける際は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所にお

いて行うものとする。

- (2)利用者の状況などを踏まえ、書式化されたアセスメント様式により課題分析を行うものとする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ①第3条に規定する事業所内及び利用者宅並びにその他必要と認められる場所において行うものとする。
 - ②居宅サービス計画を新規に作成した場合、要介護更新認定または要介護状態区分変更認定を受けた場合、利用者の状態変化に応じた居宅サービス計画を変更した場合は、サービス担当者会議を開催するものとする。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等を行うものとする。
 - ③介護支援専門員が、居宅サービス計画に位置付けた担当者等を招集し、各々の立場から意見を述べ、居宅サービス計画を検討・決定するものとする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
 - ①月に1回以上とする。
 - ②継続的に利用者宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービスの実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。
- (5) モニタリングの結果は、特段の理由がない限り少なくとも1月に1回、記録をしなければならないものとする。
- (6) 居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具貸与が必要な 理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続が必 要な場合には、その理由を居宅サービス計画書に記載するものとする。
- (7) 居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載し、サービス担当者会議を開催しなければならないものとする。
- (8)要介護認定を受けている利用者が、要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係わる必要な情報を提供する等の連携を図るものとする
- (9) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受ける場合に当たっては、本来行うべき当該業務の適正な実施が出来るように、 十分配慮しなければならないものとする。
- (10) 利用者は、計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができることについて文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- (11) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。
- (12) 通常の事業の実施地域を超えて指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、交通費は往復一律500円とする。但し、公共交通機関利用の場合は、実

費額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鳥栖市・三養基郡全域・小郡市・久留米市の一部とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、 管理者に速やかに報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速 にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権・虐待当の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化について)

第11条 利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束などを行ってはならない。また、その場合は、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、 権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業 所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3)権利擁護に関する研修
- (4)認知症ケアに関する研修
- (5)介護予防に関する研修
- (6) 感染症に関する研修
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の 秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持す るべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第13条 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行うものとする。また、研修会や訓練を実施し、 感染対策の資質向上に努めるものとする。

付則

- この運営規程は平成12年4月1日から施行する。
- この運営規程は平成19年6月1日から施行する。
- この運営規程は平成20年10月1日から施行する。
- この規程は平成25年8月1日から施行する。
- この規程は令和6年4月1日から施行する。
- この規程は令和7年1月1日から施行する。
- この規程は令和7年4月1日から施行する。